

定期券関連規則

定期券関連規則

1.総則

【目的】

第1条 この規則は、北大阪急行電鉄株式会社(以下「当社」という)の定期券に関連する取扱いについて、合理的な取扱方法を定め、旅客の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とする。

【変更】

第2条 当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 前項によるこの規則の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

2.定期券の発行駅

【定期券の発行駅】

第3条 定期券は、当社が定めた駅において発行する。

3.定期券の発売

【発売する定期券の種類】

第4条 発売する定期券の種類は、次の各号のとおり。

(1)通勤定期券…磁気・IC(PiTaPa・ICOCA)

(2)通学定期券…磁気・IC(PiTaPa・ICOCA)

(注)券売機では、身体障害者・知的障害者等割引定期券、実習用通学定期券、小児用新規定期券および阪急バス連絡新規定期券は発売しない。

【定期券の発売日】

第5条 定期券の発売日は、次のとおりとする。

新規発売、継続発売ともに通用開始日の14日前から発売する。

(注)新駅が開業する等、新たな区間等の定期券を発売する場合は、この限りではない。

定期券関連規則

【発売区間および発売期間】

第 6 条 発売区間および発売期間については、次の各号のとおりとする。

(1) 発売区間

当社線ならびに連絡運輸等関連規則に定める連絡運輸範囲内とする。
ただし、継続発売の場合は、旧定期券と同一区間とする。

(2) 発売期間

1 カ月、3 カ月、6 カ月

【年度をまたがる通学定期券の発売条件】

第 7 条 年度をまたがる通学定期券を、旧の定期券利用で購入するときは、次の各号すべてに該当する場合に購入できるものとする。

(1) 所持する通学定期券の「購入日」と新たに購入する通学定期券の「通用開始日」が同一年度であること

(2) 通用終了日が翌年度 4 月 30 日を超えないこと

【発売時間】

第 8 条 定期券の発売時間は次の各号のとおりとする。

(1) 券売機は、初発～23:00 とする。

(2) 券売機による通学定期券の新規発売については、桃山台駅・緑地公園駅は 6:30～23:00 とする。

(3) 第 4 条(注)による券売機にて発売しない定期券については、千里中央駅駅長室にて取り扱い、発売時間は平日 7:30～19:00、土日祝日 9:00～17:00 とする。

【上限額】

第 9 条 券売機での定期券購入の上限額は 20 万円とする。

4. クレジットカードによる定期券の発売

【取扱カードの種類】

第 10 条 当社が取り扱うカードの種類は、次の各号のとおりとする。

(1) JCB

(2) VISA

(3) MasterCard

(4) AMERICAN EXPRESS

(5) Diners Club(一部カードを除く)

【取扱箇所】

第 11 条 クレジットカードによる定期券発売は、券売機および千里中央駅
駅長室で取り扱う。

【定期券面への表示】

第 12 条 クレジットカードにより発売する定期券面は、「C 制」ならびに「クレ
ジット」(磁気定期券のみ)と表示するものとし、その様式は、当社が定める。

【再発行・払戻し等の取扱い】

第 13 条 再発行、払戻し等の取扱いは、次の各号のとおりとする。

(1)再発行および取り違い

定期券の汚損・破損等の場合の「再発行」および「取り違い」時の取扱
いは、「C 制」および「クレジット」マークを表示のうえ、千里中央駅駅
長室にて通常発売の定期券と同様に取り扱う。

(2)払戻しおよび区間変更等

クレジットカードで購入した定期券の払戻し金は、購入時に使用され
たクレジットカード口座へ返金する。この場合、購入時に使用されたク
レジットカードを呈示する。なお、取扱いは千里中央駅駅長室で行う。

5.特別乗車証の取扱い

【特別乗車証の取扱い】

第 14 条 券売機および係員定期券発行機が、停電、故障等のため、停止
中に定期券購入申し出があった場合で、次の各号に該当する場合に限り
発行する。

(1)旅客が定期券を新規購入し、すぐに乗車するとき

(2)旅客の持つ定期券が期限満了のため購入し、乗車するとき

(注)新規購入の前日であるとき、または原券有効中の継続購入の
ときは、翌日に発売する。

【発行方法】

第 15 条 特別乗車証の発行方法は、定期券購入時の申込書および所定
定期運賃を収受し、発行月日、発行駅、係員、通用区間、経由、氏名、運
賃、券種、通用期間を記入して発行し、旅客用(甲片)を交付する。

【特別乗車証の効力】

第 16 条 特別乗車証の効力は次の各号のとおりとする。

(1)有効期限は 5 日間とする。

(2)不正に使用された場合は、旅客営業規則第 56 条に規定するところによる。

(3)紛失の際は、再発行しない。

【定期券の発行と引換え】

第 17 条 券売機および係員定期券発行機の機能回復後は、当該旅客の定期券購入時の申込書にて定期券を発行し、特別乗車証と引換えに定期券を交付する。

【特別乗車証の様式】

第 18 条 特別乗車証の様式は、当社が定める。

6.改札機における定期券の取違い発生時の取扱い

【取扱い】

第 19 条 旅客から定期券の取違いの申し出があったときは、旅客からその定期券を預かり、正当券面内容を聴取し、申し出日を含めた5日間を通用期間とする当社が定める様式の特別乗車証を発行する。

2 前項の取扱いは、連絡定期券および優待乗車証についても同様に行う。

【定期券が発見されない場合の取扱い】

第 20 条 特別乗車証を発行したのち、その通用期間 5 日間のうち当該定期券が発見されない場合、特別乗車証の通用期間終了日に当社が所有する定期券情報をもとに定期券を再発行する。なお、この取扱いは、旅客が所持する特別乗車証と引換えに行うものとする。

7.定期券購入旅客の無賃扱い

【定期券の他駅での購入】

第 21 条 券売機および係員定期券発行機の故障等により定期券の発売ができない場合に、旅客からの定期券購入の申し出があった際は、最寄り駅の定期券発売駅までの定期券購入乗車証を発行する。

2 千里中央駅以外の駅において、旅客から第 4 条(注)による券売機にて発売しない定期券を購入する申し出または定期券の払戻しを行う申し出があった場合は千里中央駅までの定期券購入乗車証を発行する。

3 当社が必要と認めた場合は、復路または復路のみの乗車についても無賃扱いとする対象として取り扱う。

4 定期券購入乗車証の様式は、当社が定めるものとする。